

## 全国的なイベント等の県への相談の対応方針

### 1 趣旨

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1000人を超えるようなイベント等（以下全国的なイベント等）の開催に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知（令和2年7月8日付け事務連絡）により、「事前に各都道府県と施設管理者・主催者において十分に調整することが適切である」とされている。県内で開催される全国的なイベント等については、イベント等の主催者又はイベント等を開催する施設の施設管理者（以下「イベント主催者等」）へ事前相談を求め、感染防止対策の状況を確認することとし、その結果について、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理課）まで提出するものとする。

### 2 県との事前相談

#### (1) 事前相談の対象となるイベント等

全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を越えるようなイベント

#### (2) 事前相談の対象となる者

イベント等の主催者又はイベント等を開催する施設の施設管理者

#### (3) 事前相談(報告)事項の例

- ・ イベント等の概要(イベント内容・規模等)
- ・ イベント等で実施する感染防止対策について
- ・ イベント等の参加者に求める感染防止対策事項について 等

#### (4) 事前相談の流れ

イベント等を開催する施設の種別によって、相談受付窓口を下記のとおりとする。

① 県有施設での開催の場合 : 施設所管課

② 市町村有施設又は民間施設での開催の場合 : イベント関連課(不明時は危機管理課)

※ イベント関連課とは、イベント内容について所管する課を指す。

(ex) スポーツ関連→スポーツ振興課、産業振興→産業経済部、農業振興→農政部 等

○ 事前相談の流れについての詳細は、

「イベント開催時の感染防止対策確認に係る事務フロー図」(別紙2)を参照のこと

#### (5) 備考

- ・ イベント主催者等においては、指摘事項があった場合は、適切な対応を図ること。
- ・ 当該事前相談の結果は、大規模イベント等開催の可否を決定するものではなく、適切な感染防止対策が取られているか確認するものである。
- ・ 開催後に感染者の発生が確認された場合、速やかにその旨を報告すること。
- ・ 過去に同様のイベントを同施設において開催し、事前相談を行っている場合、施設管理者等の判断により、別記様式1の提出をもって事前相談に変えることができる。